

政務活動費支出の概要と考え方

(2019年4月～2019年8月)

2019年11月
日本共産党仙台市議団
団長 嵯峨サダ子

○ 政務活動費交付額	10,500,000円
(月35万円 × 5ヶ月 × 6人)	
預金利息	19円
支出額	6,393,568円
返済額	4,106,451円

※ 参考 (過去の支出額) 2017年4月～2018年3月 23,197,045円
2018年4月～2019年3月 24,125,259円

○ 支出概要

調査研究費	86,554円
-------	---------

◎調査研究活動に要した市内交通費（ガソリン代、駐車料、タクシー代、公共交通料金）と、出張に要した管外旅費を支出している。

【市内交通費と管外旅費の考え方】

- （市内交通費） ◎1ヵ月間で使用した市内交通費を、「調査研究活動に要したもの」「調査研究活動以外の議員活動に要したもの」「私的に使用したもの」に分類し、調査研究活動に要したものを政務活動費にて支給する。具体的には、
- ① 駐車料は、領収書を添付し、用務先と利用目的（調査項目）を明記の上、実費支給する。
 - ② タクシーについては、利用する合理的理由がある場合のみ認める。領収書を添付し、理由と経路、調査項目を明記し、実費を支給する。
 - ③ ガソリン代で、調査研究活動とそれ以外の活動の移動距離の実測が困難な場合は、そのガソリン代の合計金額から、議会開催日の「自宅～市議会」間の経費を控除した上で、その額の3分の1を政務活動費より支給する（調査研究活動、それ以外の議員活動、私的なもの、の3通りの使用が含まれると考えられるため）。具体的には、その月の議会開催日（ア. 本会議、イ. 常任委員会、ウ. 調査特別委員会、エ. 予算・決算審査特別委員会、オ. 議会運営委員会）の日数と、自宅～市議会の往復距離に、燃料代37円（1km移動する際の燃料代 ※市議会の「手引書」による）をかけた額を、その月のガソリン代合計額から差し引いた上で、その3分の1を支給額とする。
 - ④ 地下鉄、バス、JR等、公共交通機関を利用した場合は、所定の様式（交通機関利用記録簿）に記載し、議会開催日分を除いて実費支給する。
 - ⑤ 有料道路通行料は、領収書を添付し、調査項目を明記の上、実費支給する。有料道路でETCを利用した場合は、日時や利用区間のわかる明細を提出する。（今期の利用は、なし）

◎市内の調査は、調査項目を「市内交通費精算書」に記載しているが、その対象、相手先は公表を控えている。

※上記の「調査研究活動以外の議員活動に要したもの」は領収書を添付の上、議員個人が拠出し議員団で管理している別会計から支給している。「私的に使用したもの」は議員個人が各自負担しているが、それを証明できるよう、領収書等を個人の責任で一定期間、保管している。

(管外旅費)

◎出張旅費は交通費（鉄道賃、航空券等）と宿泊費を、領収書添付の上で実費精算している。但し、宿泊費は、市旅費規程の「7級以下5級以上」の金額である13,100円を上限としている。

◎現地交通費の考え方は市旅費規程に準じ、金額は実費精算とし、交通機関利用記録簿を添付している。グリーン料金は支出していない。日当は支出していない。

◎早朝、深夜の日当加算はしていない。

【今期、経費計上した出張】

・子どもたちの居場所づくりと見守り支援の取り組みについて学ぶため、西東京市の青嵐中学校を視察（5/20）。

研 修 費

500円

◎市内や管外でおこなわれる研修会、学習会、セミナー等への参加費用を支出している。管外旅費の考え方は上記の調査研究費と同様。

◎公務・災害等、やむを得ない理由で視察・出張を取り消し、または変更した場合、そのキャンセル料を支出している。（今期は、なし）。

◎講師を招いて、市政課題についての学習懇談会を実施し、その費用（講師謝礼と交通費、宿泊費、会場費等）を支出している。（今期は、なし）。

【今期、経費計上した出張】

・今期の出張は、なし。

会 議 費

1,600円

◎議員団の会議は市議会の控室を使うようにしているが、夜間や休日は本町事務所を使用しており、その際の駐車料金を支出している。

◎会議に伴う飲食関係費用は自費でまかない、政務活動費からは支出していない。

要請・陳情活動費

22,740円

◎政府各省庁へ、被災者支援総合交付金や災害援護資金、在宅被災者への支援、子どもたちへの支援などについて要請。その交通費を支出（5/13）。

資料作成費**246,614円**

- ◎議会控室でのコピー代を支出している。尚、調査研究活動以外に使用した分は帳簿に記載し、別会計または個人で支出しており、政務活動費からは支出していない。
- ◎ジー・サーチの月々のデータ検索料（新聞記事など）を支出している。

資料購入費**286,860円**

- ◎定期購入資料
新聞：「河北」「朝日」「読売」「毎日」「日経」「農業新聞」「赤旗」
法令集（追録）：「判例通達実務大六法」
雑誌：「議会と自治体」「経済」「前衛」「月刊 介護保険」「月刊 保育情報」「月刊 社会教育」
住宅地図：仙台市内5区分中、青葉区、若林区分
諸団体機関紙：「国保新聞」「げんぱつ」「建築とまちづくり」「原水協通信」「新婦人しんぶん」「平和新聞」「民主青年新聞」
- ◎不定期購入資料（諸団体刊行雑誌、書籍等）適宜必要に応じて購入するが、今期は、なし。

広報広聴費**1,175,455円**

- ◎『市議団ニュース』（No.729～No.739）の印刷代を支出した。
- ◎市議団ホームページ用のサーバーレンタル料（2019年4月～8月分）と、ドメイン維持費（2018年4月～8月分）を支出した。
- ◎市議団ホームページの修正作業料とリニューアル料を支出した。
- ◎市民団体からの意見聴取のため、会議室代を支出した。

人件費**3,413,266円**

- ◎政務調査員2名を配置し、給与と一時金、残業代、交通費を支出している。給与、一時金は、本人支給額の他、社会保険等の事業主負担分も支出している。

<政務調査員の氏名、住所>

脇本 ひろみ（仙台市在住）

辻畑 尚史（塩釜市在住）

【政務調査員の雇用形態と費用按分】

- ・政務調査員は、市議団控室に常勤しており、毎日出勤簿をつけている。政務調査員2名は日本共産党仙台市議団に雇用されている。
- ・政務調査員は、政務調査活動以外の業務に携わることもあるため、それに要した時間を出勤簿に記録している。その割合は通常1割に満たないため、給与の9割を政務活動費から支出している。なお、調査研究活動以外の業務が1割を超えた場合は、その割合に応じて按分している。今期は、7月と8月は按分比率を変えている。

【政務調査員の業務内容】

- 議員の調査活動、政策立案活動の補助…新聞・書籍からの資料収集と資料作成。インターネット上の自治体資料や地方政治に関わる資料収集等。
- 広報広聴活動…市議団ニュースの作成。党市議団ホームページの更新、管理及びホームページ上へアップする動画の作成、編集。電話やFAX、メール、対面による市民や団体からの意見・要望の聴取等。
- その他…研修会参加や研修会開催の準備と補助。会議開催に必要な資料の作成、準備等。事務所の維持・管理のための事務作業等。

事務所費

833,650円

- ◎市議団、または議員個人の契約で、市議団事務所を市内6カ所と、県議団・市議団共同の事務所（本町事務所）を1カ所設置している。
- ◎家賃は下記の通り。本町事務所以外の事務所では、調査研究活動以外の目的での使用も考えられるため、2分の1按分した額を支出している。また、選挙期間中（当該事務所が「選挙事務所」になった場合は事務所開きから投票日まで、それ以外は公示・告示から投票日まで）は、日割り計算の上、政務活動費からは支出していない。
- ◎今期は7月に参議院選挙、8月に市議選挙があり、その準備と選挙期間中は政務活動費からは支出していない。各事務所の選挙使用期間は次の通り。
 - ・西多賀=6/30~8/31, ・吉成=6/22~8/31, ・泉=6/30~8/31,
 - ・宮城野区=6/29~8/31, ・宮町=6/22~8/31, ・若林=6/30~8/31
- ◎駐車場賃借料、事務所の光熱水費も家賃同様、目的外の使用分を按分して支出している。選挙期間中の支出についても同様である。
- ◎泉事務所は、県議と市議の共同事務所となっているため、家賃・光熱水費は県議・市議で2分の1に按分し、なおかつ、調査研究活動以外の目的での使用も考えられるため、その2分の1（全体の4分の1）を政務活動費で支出している。選挙期間中の支出については、他の事務所と同様である。
- ◎宮城野区事務所は、党仙台東地区委員会と市議団の共同使用となっている。面積比率により、2分の1が市議団の事務所となるが、調査研究活動以外の目的での使用も考えられるため、その2分の1（全体の4分の1）を政務活動費で支出している。光熱水費も同様。選挙期間中の支出については、他の事務所と同様である。
- ◎本町事務所については、県議団・市議団共同で、調査研究活動のために設置した事務所であるため、家賃や水光熱費は2分の1に按分して支出している。また、月に一度おこなっている法律相談活動（党後援会主催）については、1時間あたり500円の使用料を受け取っており、政務活動費からは支出していない。

	所在地	借主	家賃(月額)	備考
西多賀事務所	仙台市太白区西多賀4丁目5-26	嵯峨サダ子	80,000円	
吉成事務所	仙台市青葉区吉成1丁目16-8	花木 則彰	80,000円	
泉事務所	仙台市泉区八乙女中央4-6-20-A	ふるくぼ和子	172,800円	県議事務所共用
宮城野区事務所	仙台市宮城野区原町5丁目5-27	高見のり子	85,000円	党事務所共用
宮町事務所	仙台市青葉区宮町2丁目1-73-1F	すげの直子	108,000円	
若林区事務所	仙台市若林区荒町62	党市議団	70,000円	
本町事務所	仙台市青葉区本町2丁目17-21-2F	党市議団	120,960円	県議団共用

事務費

326,329円

- ◎市議団控室の電話回線のうち、ファックス用とインターネット用の料金、フレッツ光利用料を支出している。
- ◎各事務所の電話代は、調査研究活動以外の使用も考えられるため、2分の1按分の上、支出している。また、選挙期間中（当該事務所が「選挙事務所」になった場合は事務所開きから投票日まで、それ以外は公示・告示から投票日まで）は、日割り計算の上、政務活動費からは支出していない。
- ◎今期は7月に参議院選挙、8月に市議選挙があり、その準備と選挙期間中は政務活動費からは支出していない。各事務所の選挙使用期間は次の通り。
 - ・西多賀=6/30~8/31, ・吉成=6/22~8/31, ・泉=6/30~8/31,
 - ・宮城野区=6/29~8/31, ・宮町=6/22~8/31, ・若林=6/30~8/31
- ◎本町事務所については、県議団・市議団共同で調査研究活動のために設置した事務所だが、電話は1台ずつ設置しているため、市議団分は100%支出している。
- ◎議員の携帯電話料金は、政務活動費からは支出していない。
- ◎議会中継放映用のケーブルテレビの回線使用料を支出している。
- ◎各政令市へ市政資料を送付する際の郵送料の他、市民や団体、他都市からの資料請求があった場合等の切手代・郵送料を支出している。
- ◎控室で使用するコピー用紙、事務用品・消耗品代、パソコン関連用品代を支出している。
- ◎本町事務所のインターネット利用料を支出している。なお、本町事務所の常設パソコンは、市議団が購入・管理しており、県議団は使用していないため、その費用は按分せずに全額支出している。
- ◎控室のパソコンのウィルス対策用のパソコンソフトを購入した。
- ◎控室のパソコンのウィルス対策として、インターネットセキュリティ機器1台を設置し、そのリース料と同機の保守契約料を支出している。
- ◎控室のプリンター1年分の保守契約料を支出した。
- ◎控室のプリンター用のインクを購入した。

以上